

最上綱礁ノ件

0167

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

軍務局

No. 251

大正六年七月二十八日 午前七時三十分 船橋局發

午後七時三十分 海軍局着

受信者 大臣

發信者 最上艦長

第二課 電報譯

十六日午前六時三十分 島着 投錨

際左舷機械室艦底觸礁 同時離

礁 只今迄 調査ニテハ 損傷程度アリ

二本切断少量 漏水アリシモ 應急處

置ヨリ 目下 處漏水殆ドナシ 並通航路

差支ナシ 錨場風浪アリ 充分 調査出來

ザレバ 尚ヤルト 島ニ引返シ 艦底 検査

施行セントス 只今 處救助ヲ要セズ

右取敢ヘテ報告ス 七月十六日 海軍

(明正印刷納)

0168

軍務局

No. 270

大正六年七月十九日

午後五時三十分

午後五時五十分

海軍局着

受信者 大臣

發信者

最上艦長

電報譯

損所應急修理完全了其後
調査の結果西艦推進器少許缺損
アリ只今、處九節航行任務ニ差
支ナシ尚尔後、行動ニ於テ速力
セレストス

七月二十四日

第一課
第二課

海軍

(正印圖)

0169

軍務局

No. 281

大正六年 七月二十九日 午後十一時十七分 船橋局發

受信者 大臣 發信者 最上艦長

電報譯

下部取付ケ、部リベット切断ニ著者シリ
弛タルモノセホアリ何レモ鉄ノ周圍海水
浸入其ノ量ハ只今ノ處僅少ナリニ前部
左舷掌砲科倉庫ノ下艦底外板ノ
接合部約一呎四方少シク内方ニ彎弓曲シ
其ノ部リベットヨリ海水ニシム三左舷軸
室後部艦底ノ一部ニモリベットヨリ海水
ニシテ居ルヲ發見セリ七月二十六日

第一課 第一課 海

(明正印刷)

0170

軍務局

N278

大正六年七月二十九日午後一時三十分
大正六年七月二十九日午後三時十四分
横鎮 局發
本省 局着

發信者 大臣

電報譯

其後最上艦長、報告ニ依レ、損所ノ
模様一左舷機械室及後方軸室ニ
互ヒル間隙部ニ於ケルリベット切斷セルモノ
二本著シク弛ミタルモノ、七本何レモ其ノ
周囲ヨリ浸水シタルモ其量只今ノ處僅
少ニ前部左舷掌砲要具庫下、艦
底外板接合部約一呎四方少シク内方ニ
彎曲シ其部「リベット」ヨリ海水浸潤ス

第一課
第二課



海



軍



0171

三、左舷軸室後部、艦底一部リベット
 弛ミタルモアリ其周圍ヨリ海水浸潤
 セリ四、艦外底前部一箇所右舷側一
 箇所擦過傷アルモ輕微ニシテ内部ニ影響
 ナシ五、欄干推進器翼少許缺損ス
 損害ノ箇所ニ應急修理ヲ加ヘ七月十
 八日午前ヤルフト着航海中速力
 八艦ノ動揺二十度ニ及ヘルヨリ浸水
 量稍々増加セル外異状ナシ

(加藤納)

海

軍

0172

軍務局

No. 268

大正六年七月廿一日 午後五時十分 船橋無線局發

發信者 海軍大臣 最上總長

受信者 海軍大臣

電報譯

右ノ狀況ナルガ故ニ遺憾ナカラ本行動ヲ
取止メ先ヅヤルトニ回航シ切斷ルベシト
應急處置ヲ完全ニシホナベニ寄港
炭水補給ノ上ハワヅクニ帰港セトス
御認許ヲ乞フ右損傷ニ對シ充
安全ヲ期スル為ニ得シハ専門家ニ檢査
又修理ヲ可ナリト認ムルノ際
技術官及必要ナル職工ノ派遣ヲ得
第一課
第二課

第一課
第二課

海

(明正印刷納)

0173

軍務局

269

大正六年七月十九日

午後五時二十分 船橋局發
午後五時五十分 海軍局着

發信者 最上艦長

受信者 大臣

電報譯

十八日午前十時 マルト島着途中航
行速力八節 艦体動揺二十度ニ及ビ
シモ浸水量稍々増加セル様ナレドモ異
状ナシ完全ニ應心急處置ヲ施シタル上
出港期日ヲ定メントス

第一課
第二課



海軍

(明正印刷納)

0174

第一課
第二課

軍務局

No. 212

大正六年七月三十一日 午前十時五十分 船橋局發
午後十一時二十分 海軍局着

受信者

大臣

發信者

臨南防司令官

電報譯

最上七月十六日午前六時三十分マルシャル群島ニ
ル島入港投錨、際左舷機械室艦底觸礁
午前八時自カヲ以テ離礁、只今迄報告
ヲ綜合スル損害ノ程度ハ左舷機械室及其
後方軸室前、互ル長サ約十六呎幅約四
呎艦底外板内方ニ最大約三呎彎曲シ
其ノ間ニアル肋材機械室四枚前部軸室
五枚何レモ彎曲、觸礁當時少量ノ漏水アリ



軍

(明正印刷納)

0175

リシモ應急修理ヲナシ只今ノ處漏水
ナク普通航海差支ナシト
右取敢ヘズ報告ス。

(花崎納)

(3)

第

海軍

0176

艦政局長

軍務局長

第一課長

局員

海軍

軍

八月三日

八月三日 政務 6.7.31 交接

大正六年

八月

四日

軍務局長

電報

新



臨時防司を要す

山

八月四日 發行濟

最上、揚子江、松花江方面に於て、船隻の修理を急務とし、修理の滞り、航行の不便を招き、甚だしく注意を要する。一時、修理の滞り、航行の不便を招き、甚だしく注意を要する。一時、修理の滞り、航行の不便を招き、甚だしく注意を要する。

終

機密第三九三號

書面

大正六年八月四日

軍務局長

横濱正金銀行

八月四日 發行濟

〇

秘

軍務局

大正六年七月廿八日

午前七時三十分 船橋局發
午後七時四十分 海軍局着

發信者 臨時南防司令官

受信者 海軍大臣

電報譯

其ノ後最上艦長ノ報告ニ依レバ損所ノ模様
 一左舷機械室及後方軸室ニ互ヒル艦底
 部ニ於ケルリベット切對セルモノ二本著シク
 弛ミタルモノ七本何レモ其ノ周圍ヲ浸水
 スルモ其ノ量只今ノ處僅少ナリ
 二前部左舷掌砲要具庫下艦底外
 板接合部約一呎四方少シク内方ニ彎
 曲シ其ノ部ヲリベットヲ海水浸潤シ

第一課
第二課



0179

259

大正六年七月廿八日 午後七時五十分 海軍局 同發

發信者 臨時南防司令官

受信者 大臣

電報譯

三 五 艇 軸 室 後 部 繼 底 一 部 破 壞 甚 重
 弛 緩 甚 多 其 間 圍 繞 海 水 浸 潤 甚 多
 四 艇 外 底 前 部 三 箇 所 右 舷 側 三 箇 所 擦 過
 傷 甚 重 輕 微 內 部 三 箇 所 影 響 甚 大
 五 兩 艇 推 進 鬼 翼 三 少 許 缺 損 甚 重
 損 害 一 何 所 三 旗 急 修 理 亦 一 七 月 廿 八 日
 午 前 十 時 卅 分 島 着 航 海 中 速 力 八 節
 艦 體 動 搖 三 十 度 三 及 八 度 之 浸 水 量 稍 增 加
 七 八 外 異 狀 ナシ

七

海

軍

(明正印刷)

0180

No. 258

大正六年 七月 二十一日

午前 午後

時 十五分

船橋局 海軍局 着

受信者 大臣

發信者 臨南防司令官

電報譯

尚充分、應急處置ヲ講ジテ上ホナヘニ寄港シ
 炭水補充ノ上トラシシ列嶼ニ歸港、予定
 檢所ニ対シテハ充分安全ヲ期スル為専門家
 檢査及修理ヲ可ナリト認メラルル故南開丸
 便ニテ技術官及必要ノ職工派遣シ得タリト
 (二機不明) 若、次第ナルヲ以テ最上トラシシ列嶼着港ノ
 上、不日來着スル 諏訪造 船中監ニ委細
 檢査ヲ委託シタル上尔後、處置ヲ請セントス

南開丸
ハトセリ
ト...

海軍

(明正印刷納)

0181

No. 259

大正六年七月二十八日

午後八時十分 船橋局發
午前八時三十分 海軍局着

受信者大臣

發信者 最上艦長

電報譯



其後損傷箇所調査の結果。一左舷機
械室及其後方軸室、前部ニ互リ長カ
約十六呎幅約四呎艦底外板内方ニ最
大約三吋彎曲シ其間材機械室
四枚前部軸室五枚何レモ彎曲セリ
上記箇所ニ於テ外板ト肋材ト下部

海軍

(明正印刷)

0182

軍務局

第課長 局員

佐鎮機密第...

大正六年八月二日

海軍省軍務局長齋藤...

參謀長印

先月十六日頃軍艦最上、南洋方面巡航中
触礁し多少ノ損害アル報漸ク去二十八日同
艦長ヨリ當長官宛無電接セシモ電文ニ誤
字候字多キ為カ意義不明ノ事所多ク要領
ヲ得入沸多忙中沸年教ナカラ同艦触礁迄
其ノ后ノ状況判リ居ラハ沸通報相煩度

軍務第三九五號

海軍

0184

6. 8. 6

右
御
依
頼
ス

續

0185

電 記

大正六年七月廿八日

海軍大臣 宛

最上艦長

(在時納)

十六日午前六時三十分ミル島着後錨際左舷機室艙底
 觸礁ノ時離礁口今迄ノ調査ニテハ損傷程度リズ
 本切斷少量ノ漏水アリモ復急更置ニヨリ目下ノ更漏水始
 ドナリ普通船路差支ナシ錨場同浪アリ充分ノ調出来ザレバ
 尚ヤルト島ニ引返シ船底ノ検査ヲ施行セントス只今更救
 助ヲ要セズ

右取敢ヘズ報告ス 七月十六日

海 軍

0186

電 訊

大正六年七月二十八日

臨時南洋群島防備隊司令官

海軍大臣 宛

尚充分ノ應急準備ヲ講ジタル上「ボナ」ニ寄港シ炭水補充
 上「ト」ヨリ「ト」ニ出帆ニ定損所ニ對シテ充分安全ヲ
 期スル為専門ノ家ノ検査及修理ノ「ト」ナリト認メラルル故南
 洲カ便ニテ技術官及必要ノ職工派遣ニ得タルト（一語不明）右
 ノ次第ナルツテ取上「ト」ヨリ「ト」ニ出帆着港ノ上ハ不司來着スル
 諏訪造船中並ニ妻細ノ検査ヲ委託シタルト尔後ノ更
 墨ヲ講セントス

海 軍

(花時納)

0187

25

電 訊

大正六年七月二十八日

最上 艦長

海軍大臣 宛

其ノ後損傷箇所調査ノ結果、九龍核機室及其ノ後
 方軸室ノ前部ニ亙リ長サ約十六呎幅約四呎艦底外板内
 方ニ最大約三吋弯曲ニ其ノ間ニアル横断肋材核機室四枚
 前部軸室五枚何レモ弯曲ニ上記ノ箇所ニ於テ外板ト肋
 材下部

海 軍

(花崎納)

0188

257

電 訊

大正六年七月廿九日

海軍大臣 閣下

取川 艦長

大ノ状況ナル故ニ遺憾ナク本行動ヲ取止メ先ヅバルト面
 船ニ切断ヨリベトシノ應急ニ要スルヲ究ムニホナニ寄港
 炭水補充充ノエトラウクニ帰港セントス御諒計ヲ乞フ右損
 傷ニ對シ充分安全ヲ期スル為ニ得レバ専門家ノ検査
 及修理ヲ可ナリト認ムルニ付南浦丸便ニテ技術官及必要ナル
 職工ノ派遣ヲ得タシ(七月廿六日)

(花崎納)

海 軍

0189

2

電 報

大正六年七月二十九日

最上 艦長

海軍大臣 殿

十八日午前十時ヤルト島着途中航行速力ハ節體
ノ動搖ニテ度ニ及ビシモ浪水量稍々増加セル様ナルモ異
状ナシ、完全ニ徳急度星ヲ施シタル上出港期日ヲ定メ
ントス

(了)

(在特納)

海 軍

0190

電 記

大正六年七月廿九日

海軍大臣 宛

取上 艦長

損所應急修理完全了其ノ後調査ノ結果西艦推
進畧少許損壞アリ只今處方卸リテ航行任務ニ差支ナ
シ尚尔後ノ行動ニ於テ速カ

セントス

七月廿四日

了

(花時納)

海 軍

0191

電 訊

大正六年七月二十九日

臨時南洋群島防備隊司令部

海軍大臣 宛

其ノ後最上船長ノ報告ニ依ル損所ノ模倣一、其船核機室
 及後方軸室ニ互ル向際部ニ於ケル「リバンド」切断セルモノ本
 著シク弛ミタルモ七本何レモ其ノ周圍ヨリ浸水ニタルモ其量
 量只今ノ處僅少シ、尚部尤無事ニ要具庫下ノ船底外板
 接合部約一呎四方少シク内方ニ湾曲ニ其部「リバンド」ヨリ海
 水浸瀝スニ、左舷軸室後部ノ船底一部「リバンド」弛ミタルモ
 ノアリ其周圍ヨリ海水浸瀝セリ、四、船外底前部一箇所尤船
 側一箇所擦過傷アルモ輕微ニテ内部ニ影響ナシ、五、櫓干
 推進器ノ翼少シ許欹傾ス損害ノ箇所ニ應テ急修修理ヲ加

海 軍

(宿崎納)

0192

海軍

へ七月十日午前ヤルバート着航海中速力ノ船ノ動搖三十
度ニ及ヘルニヨリ浸水量稍々増加セル外異状ナシ

(宿務納)

0193

電 訊

大正六年七月二十九日

最上 艦長

海軍大臣 宛

下部取付ノ部「リバット」切断ニ著シク弛ミタルモノ七本アリ何
 シモ銚ノ周圍海水浸入其ノ量ニ只今ノ處僅クナリニ前部
 九舷管ノ砲料倉庫ノ下艇底外板ノ接合部約一呎四方シテ
 シ内方ニ湾曲シ共ノ部「リバット」ヨリ海水ニシムニ九舷軸
 機後部艇底ノ部ニモ「リバット」ヨリ海水ニシムニ居ルヲ察見
 セル七月十六日

海 軍

(花崎納)

電報

大正六年八月四日

軍務局長

臨時南洋群島防備隊司令官宛

最上ノ損所検査方諏訪造船中造ニ委託ノ件横須賀鎮
守府参謀長ニ昭會ニ置ケリ其ノ結果要スレハ一時横須賀軍
港ニ回航ニ修理ヲ加フルコトト致度御台迄

(3)

(右端納)

海軍

電報

大正六年八月六日

臨時南洋羣島防備隊司令官

海軍大臣宛

諏訪海軍造船中監及当隊ノ機南長ヲレテ最上ノ
 損所ヲ検査セシメタルニ機南長後方水防隔壁ヲ中
 心トシテ機南ガホリノ處ニテ前後約ハ呎 間隔
 礁ノ爲隔壁後方ニテフレームラインコリベットトシテ
 及隔壁直前ニテフレームラインコリベットトシテ
 ルトノ處 漏水ヲ防ギ隔壁直後ニフレーム間ノ新
 ニシメントシテ艦負ノキニテ施行シテ、其ノ他艦
 下部等 高直部ニ極メテ少凸凹アルモ何等異

坂田 啓

状を不良の故に外板接合部を修理するに要するが修理に
 してモーターが故に安全ナリ右舷推進器翅ノ先端約八
 寸折損シ一枚の約二寸折損シ其ノ四方ニ数條ノ亀裂
 アリ左舷及中央各別一枚ノ周辺ニ約二寸マクレアリ
 ヤルト山アライムパンチン島間航海中速力十ノ節ニテ
 漏水ヲ認めマス船体及機関ト共ニ異状ナシ
 現状候ニテモ普用航海ニ差支ナク後修了後修理
 又施シ差支ナキモ荒天準備及高速力航海ニ精気
 遣ハシキヲ以テ北東風ノ強吹スルニ先ダケ十月中旬
 迄ニ内地ニ帰還セシメタシ自下ノ秋勢ニテハ一月位警
 備艦ヲ缺クモ支障ナシト認めルモ出来得レバ交代艦ノ
 就役ヲ早ク早クモラレハ好都合ナリ

五田 啓